第8章 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度に替わる新たな医療制度として創設され、 平成20年4月1日から開始されました。

1 後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度の加入者(被保険者)は75歳以上の人と65歳以上75歳未満の一定の 障がいがある人です。

新たに加入する人は、それまで加入していた国民健康保険、被用者保険(健康保険組合、共済組合など)から抜けて、後期高齢者医療制度に加入します。

制度の運営は、千葉県後期高齢者医療広域連合(以下、広域連合という)が主体となり流山市と事務を分担して行われます。

医療給付は、従前の医療保険と概ね同じしくみです。医療給付に要する財源は、公費による負担、健康保険組合等の現役世代からの支援金及び後期高齢者の方からの保険料で賄われます。

(1)加入者(被保険者)

- ① 広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の人
- ② 広域連合の区域内に住所を有する65歳以上75歳未満の人であって、一定の障がいがある人**
- ※ 一定の障がいの状態にあることについて、広域連合の認定を受ける必要があります。

後期高齢者医療制度加入者(被保険者)の状況

(平成25年3月末現在)

所得区分等	⟨ / ⟩ ¥ / -	うち	うち
年齢区分	総数	低所得者 I	低所得者Ⅱ
65歳~69歳	5 8	6	1 1
70歳~74歳	188	2 3	5 6
75歳~79歳	7,016	7 5 7	921
80歳~84歳	4, 445	7 1 8	587
85歳~89歳	2, 411	572	280
90歳~94歳	1,002	365	1 1 6
95歳~99歳	3 4 2	1 4 3	4 3
100歳~	4 6	2 0	8
合 計	15, 508	2, 604	2, 022

[・]低所得者Ⅰ・Ⅱの区分については、105ページの所得区分を参照してください。

(2) 運営主体

運営主体(保険者)は広域連合です。広域連合が処理する事務は、保険料の賦課決定、 医療給付等などの制度運営業務になります。また、市が処理する事務は、保険証の発行や 保険料の徴収、各種申請などの窓口業務を担当しています。

(3) 保険料

保険料は、加入者(被保険者)全員が負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算します。保険料を決める基準(均等割額・所得割率)は2年ごとに見直され、原則として、千葉県(広域連合)内で均一となります。

なお、所得の低い人や健康保険組合等の被扶養者であった人については、軽減措置が設けられています。

◎ 平成24年、25年度(平成26年3月分までの)の保険料額



(4) 保険料の軽減措置

① 均等割額「世帯(被保険者及び世帯主)の総所得金額等]

9割軽減	8.5 割軽減に該当し、世帯内の被保険者全員の所得額(公的年金の所得は 控除額を80万円として計算)が0円となる場合
	世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が基礎控除額(33)
8. 5割軽減	万円)を超えない場合
	基礎控除額(33万円)+24万5千円×世帯の被保険者数(被保険者
5割軽減	である世帯主を除く)が世帯(加入者(被保険者)及び世帯主)の総所
	得金額等を超えない場合
2割軽減	基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数が世帯(加入者
△ 討撃が	(被保険者)及び世帯主)の総所得金額等を超えない場合

※65歳以上の公的年金所得については、その個人の所得から15万円を引いた額で 判定します。

② 所得割額

所得割額を負担する人のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下(年金収入のみの場合153万円~211万円まで)の人は、所得割額が5割軽減されます。

③ 健康保険組合等の被扶養者だった人の軽減措置

後期高齢者医療制度加入の前日に健保組合、共済組合、船員保険など(国民健康保険及び国民健康保険組合以外の健康保険)の被扶養者であった方は、所得割額はかからず、均等割額が9割軽減されます。

(5) 自己負担割合

1割または現役並み所得者は3割

● 所得区分

負担 割合	区 分	説明
3割	現役並み 所 得 者	住民税課税所得が 145 万円以上の被保険者本人と同一世帯に属する被保険者。 ただし、被保険者の収入合計が、一人の場合で 383 万円未満、二人以上の場合で 520 万円未満であると申請し、認定を受けた場合は、「一般」の区分となります。 ※住民税課税所得 145 万円以上かつ年収 383 万円以上の被保険者であって、同一世帯に属する 70 歳~74 歳の人も含めた年収の合計が520 万円未満である人は、申請し、認定を受けた場合は、「一般」の区分と同様になり 1 割負担となります。
	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の方。
	低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人(低所得I以外の方)。
1割 低所得者		世帯の全員が住民税非課税で、その世帯全員の個々の所得(年金収入は控除額80万円で計算)が0円となる方。 世帯全員が住民税非課税の人であり、かつ、被保険者本人が老齢福祉年金を受給している方。

(6) 自己負担限度額

1カ月(同じ月内)の医療費の自己負担額が高額になった場合には、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

● 自己負担限度額(月額)

所得区分	外来	外来+入院	
	(個人単位)	(世帯単位)	
		80, 100 円	
現役並み		◎医療費が 267,000 円を超えた場合は、	
所 得 者	44, 400 円	(医療費-267,000円)×1 % を加算	
		◎過去 12 か月以内に世帯単位の限度額 を超えた支給が4回以上あった場合は、 4回目以降は44,400円	
一般	12,000 円	44, 400 円	
低所得者Ⅱ	9 000 ⊞	24,600 円	
低所得者 I	8,000円	15,000 円	

計算上の注意 入院時の食事代や差額ベッド代などは、支給対象とはなりません。

(7) 広域連合給付事業

(ア) 葬祭費支給(千葉県後期高齢者医療広域連合から一律50,000円が支給されます。)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
支給件数	720	723	786
支給額 (円)	36, 000, 000	36, 150, 000	39, 300, 000

(8) 市助成事業

(ア) 人間ドック利用助成(人間ドック費用 42,000 円のうち 29,400 円を流山市が助成します。)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用件数	158	221	268
助成額(円)	4, 645, 200	6, 497, 400	7, 879, 200

(イ) **あんま、マッサージ等利用助成**(申請月から1ヵ月当たり2枚(1枚500円の助成) 年間最大24枚を流山市が助成します。)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用枚数	4, 405	4, 875	5, 524
助成額(円)	2, 202, 500	2, 437, 500	2, 762, 000